株主各位

第8回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://zuu.co.jp/ir/) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社ZUU

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第	7		新	株	予	約	権
発行決議日	2020年5月29日								
新株予約権の数								3	23個
新株予約権の目 (注) 1	的となる株式の種類と数	普通村	朱式 予約相	崔11	固に	つき	(00株 00株)
新株予約権の払	込金額	新株予ない	約権	と弓	換え	えにま	ムい	込み	は要し
新株予約権の行 価額	使に際して出資される財産の	新株 ³ (1株			固当	たり	5(00円 10円)
権利行使期間						∃30 ∃28			
行使の条件					(注) 2			
使用人等への	当社使用人	新株子 目的る 交付者	となる				(54,6	23個 00株 76名
交 付 状 況	子会社の役員及び使用人	新株子 目的 2 交付者	となる						_ _ _

- (注) 1. 2020年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2. 行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - (2) 新株予約権者は、以下の①乃至⑥に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ①禁錮以上の刑に処せられた場合

- ②新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合
- ③新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合(当社の業務命令による場合を除く。)
- ④死亡した場合
- ⑤当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ⑥新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

イ. 第8回新株予約権

発行決議日	2020年8月24日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	(注) 1、2
権利行使期間	2020年9月15日から 2023年9月15日まで
行使の条件	本新株予約権の一部行使不可
割当先	第三者割当の方法により、発行した新 株予約権の総数を野村證券株式会社に 割当

- (注) 1. 2020年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2. 当初の行使価額は、2,025円(条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。))です。本件新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、それぞれ、各回の本件新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。上記にかかわらず、修正後の価額が各回の本件新株予約権の下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、それぞれ、各回の本件新株予約権の下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は、1,417.5円(条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)です。

口. 第9回新株予約権

発行決議日	2020年8月24日			
新株予約権の数	1,000個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 200株)			
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	(注) 1、2			
権利行使期間	2020年9月15日から 2023年9月15日まで			
行使の条件	本新株予約権の一部行使不可			
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を野村證券株式会社に割当			

- (注) 1. 2020年10月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2. 当初の行使価額は、2,723.5円(発行決議日の直前取引日の東証終値の130%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)です。本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、それぞれ、各回の本件新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。上記にかかわらず、修正後の価額が各回の本件新株予約権の下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、それぞれ、各回の本件新株予約権の下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は、当初2,723.5円(発行決議日の直前取引日の東証終値の130%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)です。ただし、当社は、割当日の翌取引日以降、当社取締役会の決議により下限行使価額の修正を行うことができ、かかる修正が行われる場合、下限行使価額は、(i)第9回新株予約権の下限行使価額又は(ii)当該決議がなされた日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額いずれか高い方の金額に修正されます。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」 及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
 - 2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
 - 3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
 - 4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
 - 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
 - 6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
 - 7. 当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
 - 8. 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をした ことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
 - 9. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
- 2. 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、 稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任 者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
- 3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
- 4. 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、 担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見 された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うもの であります。
- 5. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
 - 2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
 - 3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
 - 4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
 - 2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告しております。
 - 3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
 - 4. 内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項
 - 1. 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、監査役と協議の上、適任者を任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 - 2. 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。
- ② 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1. 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 - 2. 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する事項
 - 1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告するものとしております。
 - 2. 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
 - 3. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、 監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の 依頼を受けるものとしております。
 - 4. 内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係 部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
 - 5. 監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
 - 6. 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。
 - 2. 監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
 - 3. 監査役は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定例取締役会を13回、臨時取締役会を4回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、 法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は取締役会及び経営の重要会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		467,842	448,016	△63,441	△337	852,079
当連結会計年度変動額						
新株の発行		388,442	388,442			776,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△300,087		△300,087
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減			△15,822			△15,822
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)						_
当連結会計年度変動額合計		388,442	372,620	△300,087	_	460,975
当連結会計年度末残高		856,285	820,636	△363,529	△337	1,313,054

	その他の包括	5利益累計額	********		(北次立人三)	
	為替換算調整勘定 その他の包括利益累計 額 合 計		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
当連結会計年度期首残高	△1,041	△1,041	34,945	7,099	893,082	
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行		_			776,885	
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		_			△300,087	
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		_			△15,822	
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)	211	211	43,773	△458	43,526	
当連結会計年度変動額合計	211	211	43,773	△458	504,501	
当連結会計年度末残高	△829	△829	78,718	6,640	1,397,584	

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 6社

・連結子会社の名称 株式会社COOL SERVICES

株式会社COOL 株式会社ユニコーン

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.

株式会社ZUU IFA ZUU Funders株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(株式会社ZUUM-A)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であ り、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

口. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物は定額法、その他(工具器具備品)は定率法によっております。 なお、建物の耐用年数は8年~15年、工具器具備品の耐用年数は4年~15年であります。

□. 無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用 は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しておりま す。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準 委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額)

14,247千円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額

16,813千円)

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 課税所得の見積りは、当連結会計年度の傾向を踏まえた今後のユーザー・顧客数増加等を織り込んだ事 業計画に基づいております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や終息時期については引

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

事業計画については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度以降の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

き続き不透明な状況でありますが、現時点では会計上の見積りには重大な影響がないと判断しています。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

24,565千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額 900,000千円 借入実行残高 -千円

900,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額600,000千円、当連結会計年度末借入実行残高 – 千円) について、以下の財務制限条項が付されています。 (契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ①各連結会計年度末及び各連結中間決算期末における純資産の部の金額を、2019年3月期連結会計年度末における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

二是相名的「及にありてく」」にクループも次下の資産プループにプレスが対象が、CENTERS ので											
場所	用途	種類	減損損失額								
		のれん	237,067千円								
東京都	事業用資産	有形固定資産(その他)	1,129千円								
		無形固定資産 (その他)	9,791千円								
	247,988千円										

当社グループは、原則として、事業区分を基準としてグルーピングを行っております。

資産または資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

クラウド・ファンディング事業について当初想定していた業績を下回って推移したことから、今後の事業 計画を慎重に見直した結果、同事業に係るのれん及び関連する固定資産について減損損失を計上しました。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4,708,140株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 347,980株

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券の一部は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金は流動性リスクに晒されております。短期借入金の使途は、主に運転資金及び設備資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

口. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを 管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(単位:千円)

			(—122 - 1 1 3)
	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,253,624	1,253,624	_
(2) 売 掛 金	539,858	539,858	_
貸倒引当金※	△5,072	△5,072	_
	534,786	534,786	_
(3) 敷 金 及 び 保 証 金	91,359	90,258	△1,101
資産計	1,879,770	1,878,669	△1,101
(1) 買 掛 金	66,921	66,921	_
(2) 短 期 借 入 金	19,170	19,170	_
(3) 未 払 金	165,931	165,931	_
(4) 未 払 法 人 税 等	115,010	115,010	_
負債計	367,033	367,033	_

- ※ 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

<u>資</u>産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

<u>負</u>債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから時価開示の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額

278円72銭

(2)1株当たり当期純損失

67円91銭

(注) 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

			——— 株	主 資	本				
			17/	_ 工 _ 共	- 本				
		資本乗	余金	利益剰余金					
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新 株 予約権	純資産 合計
		貝华华脯並	合 計	繰越利益 剰余金	合 計				
当 期 首 残 高	467,842	452,842	452,842	△21,397	△21,397	△337	898,949	34,945	933,895
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	388,442	388,442	388,442				776,885		776,885
当 期 純 損 失				△357,180	△357,180		△357,180		△357,180
株主資本以外の項目の合計 年度変動額 (純額)								43,773	43,773
当期変動額合計	388,442	388,442	388,442	△357,180	△357,180	_	419,704	43,773	463,478
当 期 末 残 高	856,285	841,285	841,285	△378,578	△378,578	△337	1,318,654	78,718	1,397,373

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- 口. その他有価証券
 - ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

什掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

建物は定額法、工具器具備品は定率法によっております。 なお、建物の耐用年数は8~15年、工具器具備品の耐用年数は4~15年であります。

② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業度の年度 末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 14,247千円 (繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 16,813千円)

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰 延税金資産の回収可能性を判断しております。
 - ② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 課税所得の見積りは、当事業年度の傾向を踏まえた今後のユーザー・顧客数増加等を織り込んだ事業計 画に基づいております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や終息時期については引き続 き不透明な状況でありますが、現時点では会計上の見積りには重大な影響がないと判断しています。
 - ③ 翌年度の計算書類に与える影響

事業計画については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌年度以降の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,767千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権90,799千円短期金銭債務37,490千円

(3) 当座貸越及びコミットメントライン

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額 900,000千円 借入実行残高 -千円 差引額 900,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額600,000千円、当事業年度末借入実行残高-千円)について、以下の財務制限条項が付されています。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ①各事業年度末及び各中間決算期末における純資産の部の金額を、2019年3月期事業年度末における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高4,906千円営業費用6,000千円営業取引以外の取引高293千円

(2)関係会社株式評価損

434,195千円

関係会社株式評価損は、株式会社COOL SERVICES、株式会社ユニコーンの株式に係るものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 150株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延棁金資産	
貸倒引当金	23,551千円
未払事業税	6,833千円
新株予約権	2,880千円
減価償却費	1,232千円
資産除去債務	4,691千円
関係会社株式評価損	155,122千円
その他	4,056千円
繰延税金資産小計	198,368千円
評価性引当額	△181,554千円
繰延税金資産合計	16,813千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,565千円
繰延税金負債合計	△2,565千円
繰延税金資産の純額	14,247千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

) ALXO REALT															
種		類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関	連	当事	者との	関係	取引内容	取引金額 (千円)	科			期末残高(千円)
子	会	社	Z U U SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業役	, ,	務 員 (委 の 兼	託任	費用の立替 (注 1)	_	未	収入	、金	21,547
子	会	社	株式会社COOL	所有 間接	資従		金(業)	の援員派	助遣	資金の貸付 (注2) (注4)	64,975	貸	付	金	64,975
				80.0%	111	化 未 貝 派 1				利息の受取 (注 2)	274	未	収入	、金	274
				所有						広告の企画 制作・掲載 受託 (注3)	4,204	売	掛	金	753
子	会	社	株式会社ユニコーン	直接 60.4%	業		務	受	託	資金の貸付 (注 2)	108,000	貸	付	金	_
										利息の受取 (注 2)	17	未	収入	、金	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、業務経費の立替払いを行っており、かかる費用を請求しております。
 - 2. 資金の貸付については、貸付利息市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 3. 当社は、広告の企画・制作・掲載の委託業務を請負っております。業務委託収入につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
 - 4. 連結子会社である株式会社COOLへの貸付金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金 64,975千円、及び、貸倒引当金繰入額(営業外)64,975千円をそれぞれ計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額

280円09銭

(2)1株当たり当期純損失

80円83銭

(注) 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。